

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

12月4日(土)～10日(金)は人権週間です。この機会に改めて人権について考えてみましょう。

今回は、龍谷大学社会学部准教授の川中大輔さんから、「外国人の社会参加」をテーマに寄稿していただきました。

人権週間

1 「共にいる」「共に生きる」

「共にいる」「ことごと」「共に生きる」ことの間には大きな違いがあります。

「共に生きる」という言葉には、支え合いや助け合いといった相補性・互恵性や、一緒に何かしらの活動に取り組むといった協働性の意味合いが込められています。相補的・互恵的・協働的な関係が地域で繰り広げられれば、その場に関わった人々は相互に影響を及ぼし合うこととなります。外国人住民と「共に生きる」社会とは、受入社会の人々にも自ずと変化をもたらすものに他なりません。中には新たな常識や認識が生み出されて、地域活動や行政活動などで従来とは異なる動きが導き出されていくこともあるでしょう。

そのことで私たちの社会の生きやすさ、暮らしやすさが前進する可能性も小さくありません。

それでは、地域における外国人住民と日本人住民はどれほど「共に生きる」関係となっているのでしょうか。「共に生きる」社会を実現するために、どのような外国人住民の社会参加を推進していけばよいのでしょうか。日本においても外国人住民の存在が高まる中、私たちはこうした問いと向き合っていかなければなりません。

川中 大輔さん寄稿

「共にいる」社会から「共に生きる」社会へ



かわなか・だいすけ 龍谷大学社会学部准教授。放送大学客員准教授。シチズンシップ共育企画代表。財団法人大学コンソーシアム京都研究主幹、立命館大学共通教育推進機構嘱託講師などを経て現職。専門は社会デザイン研究、シチズンシップ教育論、市民活動論。

人関係的参加)を思い浮かべるでしょう。ある人は行政サービスを利用してきている時(社会的参加)を思い浮かべるでしょう。ある人は法的・政治的な権利の行使が保障されている時(市民的参加)を思い浮かべるでしょう。「共に生きる」社会を実現するためには、以上の四つの社会参加が必要であるとされています。

この四つの社会参加が何らかの形で進んでいても、外国人住民と日本人住民との間で対等性・公平性が認められなければ、外国人住民は「よそ者」として周縁化されることとなります。「よそ者」と位置づけられれば、受入社会への信頼や愛着が形成されず、積極的参加の意識・意欲も低下することでしょう。そのため、外国人住民の視点から四側面の現状課題を見出し、問題解決に取り組み続ける仕組み(例えば、外国人住民会議)

3 社会参加を阻む三つの壁

多文化共生という概念は外国人住民の苦悩・痛苦を生み出す社会構造に対する問題提起として日本では用いられてきました。そうした社会構造の問題は「言葉の壁・制度の壁・意識の壁」として具体的に現れることとなります。

「言葉の壁」については理解も深まり、日本語教室や母語教室が開設されているほか、多言語版親子手帳の発行やごみ収集場での多言語表記、ピクトグラム(絵文字)による避難所内標示など、さまざまな取り組みが見られるようになりました。「やさしい日本語」の使用も広がってきています。

「制度の壁」については、依然として数多くの問題があります。中でも、医療通訳や司法通訳などの仕組みが整えられ、外国人児童・生徒の学習権保障に向けた動きなども進み出ています。

「意識の壁」については、外国人住民の文化やアイデンティティを尊重する流れが見られるものの、日常生活の中でのふとした言動で無自覚に存在を傷つけ、疎外感を抱かせていることが少なくありません。こうした状況に対して、外国人住民への共感的理解の必要性が指摘されます。共感的理解に至るには、表立って語られることの少ない「理解されない悲哀・憤怒」や、個々の人生・生活を形作ってきた歴史などの背景への接近が求められます。しかし、それは容易になされることではありません。関わり続ける中で間合いを詰めていくこととなります。

4 一人ひとりの「呼びかけの声」

外国人住民と関わり続ける上で地域活動は重要な機会となるでしょう。とはいえ、外国人住民にとって地域活動への参加はその道筋が見えにくいものです。それでは、地域活動に参加している人々はどうのような経路で現在に至っているのでしょうか。もちろん強い意志を持って自発的に参加した人もいます。しかし、多くの場合は「誰かに誘われて」「たまたまその場に居合わせて」という流れの中で第一歩を踏み出し、「またね」と声をかけられる中で気がつけば参加し続けているのではないのでしょうか。外国人住民がこうした流れの中にある状況を増やすために、生活の中で交差する場を豊かにし「呼びかけの声」を発することが期待されます。

この際、外国人住民が有する強みが発揮される参加を呼びかけたいところです。出身国の家庭料理を子ども食堂や地域イベントで供してもらおうということが一例として挙げられるでしょう。ただし、外国人住民だからといって出身国文化に親和性が高いとは限りません。移民世代などが変われば、生活文化も変わってきます。外国人住民を一括にはせず、一人ひとりの強みに目を注がねばなりません。そのような個人としての尊重に基づき交わりこそ、「共に生きる」関係性の内実を豊かなものとしていくのです。

外国人も住みよい地域に

2 社会参加の四つの側面

あなたが社会の一員であることを認識・実感するのはどのような時でしょうか。ある人は対価を伴う仕事に従事している時(経済的参加)を思い浮かべるでしょう。ある人は地域活動に参加する中で様々な人間関係ができ、支援が必要な時に助けられるつながりができた時(対

人権啓発課 (八幡人権・交流センター) ☎981-3127

防災講演会を開催します 来年1月22日

日ごろからの防災・減災意識を高め、地域の防災力の向上を図ることを目的として、小学生からでも楽しめる防災講演会を開催します。

※参加無料。事前申込が必要です。
▶日時 1月22日(土)午後1時30分～3時30分(開場1時)
▶場所 生涯学習センター3階 ふれあいホール

▶対象 市内在住、在勤、在学の人
▶定員 125人
※定員を超えた場合は抽選。
▶内容 「あなたのぼうさいスイッチ～これからの水害に立ち向かう～」
▶講師 竹之内健介さん(香川大学創造工学部講師〈気象予報士〉)

☎・☎12月21日(火)までに郵送または電話、メールで参加者全員の氏名(フリガナ)、性別、年齢、住所、電話番号、メールアドレスを防災安全課(〒614-8501 市役所防災安全課〈住所不要〉、☎983-3200、メールbousai@mb.city.yawata.kyoto.jp)へ